**１　宝塚市ホームページの確認について（介護事業者向け）**

　　宝塚市ホームページにて、介護保険事業者向けの方への国・県からの通知や市からの通知など情報公開をしております。事業者様におかれましては定期的に確認していただくよう、よろしくお願いします。

　　宝塚市ホームページ

　　ホーム＞健康・福祉＞介護保険＞◆介護保険事業者向けお知らせ

**２　業務継続計画の策定について**

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、計画に従い必要な措置を講じなければならないこととなっています。令和6年3月末迄は努力義務ですが、令和6年4月1日からは義務化になりますので、早めの計画策定をお願いいたします。

**３　防火安全対策の徹底**

　　次の事項に留意し、防火安全対策の強化に努めてください。

・防火対策の現状把握と情報の伝達、提供体制の確立

・火災等発生の未然防止

・発生時の早期通報・連絡

・初期対策

・夜間管理体制

・避難対策（訓練の実施、利用者避難、家族への連絡、職員体制、避難後の援護）

・連携協力体制の確保（近隣住民、近隣施設、消防機関、所在市町福祉担当課等）

・各種の補償保険制度の活用

消防法に定める防火対象物に該当するとして消防署に消防計画を届出ている事業所・施設においては、避難訓練及び消火訓練を年に２回以上実施してください。

事業所が防火対象物となっていない場合でも防火管理についての責任者を定め、消防計画に準ずる計画を策定するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。

人事異動等により防火管理者が変更となる場合、消防署に速やかに防火管理者の変更の届出を行ってください。

**４　非常災害対策について**

　　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない、とされています。

令和３年度から、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者は訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるような連携に努めることとされました。

**５　感染症の予防及びまん延防止のための措置に係るについて**

令和３年度介護保険法改正によって、感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置、感染症予防及びまん延防止のための指針の策定、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を講じなければならいこととなりました。令和６年３月３１日までは努力義務ですが、令和６年４月１日からは義務化となりますので、早めの対応をお願いいたします。

**６　認知症介護に係る職員研修について**

令和３年度介護保険法改正によって、通所事業所等における、資格を有さない介護職員に対し、認知

症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが指定基準として新設されま

した。令和６年３月末までは、経過措置となっていますが、早めの対応をお願いいたします。

**７　職員配置について**

　　生活相談員や介護職員等、指定基準において人数が定められている業種については、指定基準を遵

守した運営をお願いいたします。

**８　業務管理体制の届け出について**

　　介護保険法第１１５条の３２により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務体制の整備が義

務付けられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定め

られており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出る必要があ

ります。詳しくは厚生労働省ホームページ「介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出につ

いて」を確認いただき、所管行政機関に届け出てください。

**９　運営推進会議、介護・医療連携推進会議について**

　認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所については2カ月に1回、認知

症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（介

護・医療連携推進会議）については6カ月に1回以上実施することとされています。

コロナウイルス感染症拡大予防対策により、運営推進会議の書面開催を行っている事業所が多くあ

るかと思いますが、書面開催の場合は開催結果の資料送付を市まで遺漏なく行っていただくようお願

いいたします。

**10　制度改正について**

厚労省ＨＰなどの確認をお願いいたします。

**11　総合事業について**

　　今年度の実地指導において、総合事業の契約漏れが散見されました。今一度、契約の有無のご確認を

お願いいたします。また、契約書様式が古いままで、介護予防通所介護などのままとなっている場合は

介護予防通所型サービスが正しい名称となるので修正をお願いいたします。